

# 特定施設入居者生活介護事業所（介護予防特定施設入居者生活介護事業所）

## シエスタ錦ヶ丘 重要事項説明書

〈令和7年1月1日現在〉

### 1 事業所（法人）の概要

名称・法人種別	有限会社 ゆうしん
代表者名	代表取締役 麻生 伸一
本社所在地・連絡先	(住所) 熊本県熊本市東区錦ヶ丘26番11号 (電話) 096-367-0565 (FAX) 096-368-6923

### 2 事業所（ご利用施設）

施設の概要	シエスタ錦ヶ丘
所在地・連絡先	(住所) 熊本県熊本市東区錦ヶ丘26番11号 (電話) 096-367-0565 (FAX) 096-368-6923
事業所番号	4370108070
管理者の氏名	寒川 翔太

### 3 事業の目的及び運営方針

#### (1) 事業の目的

有限会社ゆうしんが設置するシエスタ錦ヶ丘（以下「本事業所」という。）において実施する指定特定施設入居者生活介護事業[指定介護予防特定施設入居者生活介護事業]（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者等の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態[要支援状態]の利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護[介護予防特定施設入居者生活介護]を提供することを目的とします。

#### (2) 運営の方針

- ① 本事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状態等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- ② サービスは特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画（以下「サービス計画」という。）に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- ③ 本事業所の従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は

その家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

- ④ 本事業所は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- ⑤ 前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- ⑥ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、別に定める指針（「高齢者虐待防止のための指針」）に沿って必要な措置を実施する。
- ⑦ 本事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(3) その他

事 項	内 容
特定施設サービス計画の作成及び事後評価	計画作成担当者が、利用者の心身の状況及び生活状況等を評価し、利用者の希望を踏まえた上で、特定施設サービス計画を作成いたします。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を踏まえた上で、計画の変更を行い利用者へ説明し確認していただきます。
従 業 員 研 修	年6回、介護技術関連の研修を行います。 その他、外部の研修にも積極的に参加します。
地域等との連携	地域行事への参加又は施設行事への招待など、地域住民との交流の機会を積極的に設け、地域の中で暮らす生活環境作りに努めます。 施設の特色を生かした運営に努め、地域にある医療及び介護機関などの関係機関との連携を図ります。

4 施設の概要

(1) 構造等

敷 地		
建 物	構 造	耐火建築物 鉄筋コンクリート造 地上5階建てのうち3階4階部分
	延べ床面積	1 3 4 0 . 8 7 m <sup>2</sup>
	利用定員	4 0 名
	所 有	有限会社 ゆうしん 自己所有

(2) 主な設備

設 備	室 数	面積（1人あたりの面積）	備 考

食 堂	2	20.22㎡ (2.24㎡)	
食 堂	2	30.06㎡ (2.73㎡)	
機能訓練室	2	6.09㎡	
機能訓練室	2	22.66㎡	
浴室・脱衣室	1	11.03㎡	
浴室・脱衣室	1	8.23㎡	
浴室・脱衣室	1	13.54㎡	
浴室・脱衣室	1	8.54㎡	
居 室	37	18.59㎡	一人部屋
	1	19.12㎡	一人部屋
	1	37.70㎡ (18.625㎡)	二人部屋

#### 5 施設の職員体制

従業員の職種	人数 (人)	区 分				常勤換算 後の人数 (人)	職務の内容
		常勤 (人)		非常勤 (人)			
		専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者	1		1			1	施設全体の管理
生活相談員	1	1				1	生活相談
介護職員	14	12		2		12.3	介護
看護職員	4		2		2	2.3	看護
機能訓練指導員	6		2	2	2	1	機能訓練指導
計画作成担当者	1			1		1	生活支援計画作成

#### 6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制	休 暇
管 理 者	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00) 常勤で勤務	一ヶ月変形労働時間
生活相談員	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00) 常勤で勤務	一ヶ月変形労働時間
介 護 職 員	早出 (7:00~16:00) 日勤 (9:00~18:00) 遅出 (10:30~19:30) 夜勤 (16:30~9:30) 夜勤 (21:00~6:00)	一ヶ月変形労働時間
看 護 職 員	日勤 (8:00~17:00) 日勤 (9:00~18:00) 日勤 (9:30~16:30)	一ヶ月変形労働時間

機能訓練指導員	正規の勤務時間帯（９：００～１８：００） 常勤で勤務	一ヶ月変形労働時間
計画作成担当者	正規の勤務時間帯（９：００～１８：００） 常勤で勤務	一ヶ月変形労働時間

## 7 特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）の内容と費用

### (1) 介護保険給付対象サービス

#### ア サービス内容

種 類	内 容
食 事	利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	利用者の状況に応じて適切な入浴介助を行うと共に、入浴の自立についても適切な援助を行います。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床、着替え、整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。
機 能 訓 練	機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健 康 管 理	看護職員により利用者の状況に応じて適切な措置を講じます。 外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて出来る限り配慮します。
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。

#### イ 費用

##### (1) 介護保険給付対象分について

法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から本事業所に支払われる居宅サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとします。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。  
注) サービス提供証明書及び領収書は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要になります。

【料金表】

(1日につき)

要支援1	1,830円	要支援2	3,130円	
要介護1	5,420円	要介護2	6,090円	
要介護3	6,790円	要介護4	7,440円	要介護5 8,130円

加 算

種 類	利 用 料
退院・退所時連携加算	1日につき300円
個別機能訓練加算（Ⅰ）	1日につき120円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	1月につき200円
夜間看護体制加算（Ⅰ）	1日につき180円
夜間看護体制加算（Ⅱ）	1日につき 90円
協力医療機関連携加算	1月につき1,000円
看取り介護加算1	1日につき720円（死亡日以前31日から45日以下）
看取り介護加算2	1日につき1,440円（死亡日以前4から30日以下）
看取り介護加算3	1日につき6,800円（死亡日以前2日又は3日）
看取り介護加算4	1日につき12,800円（死亡日）
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	一日につき30円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	一日につき40円
サービス提供体制加算（Ⅰ）	ご利用者に安心できるサービスが提供できるように専門知識及び技術を持った職員の配置（介護福祉士の占める割合が70%以上又は勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上）を行っていることによる事業所評価での1日あたり220円の加算です。
サービス提供体制加算（Ⅱ）	ご利用者に安心できるサービスが提供できるように専門知識及び技術を持った職員の配置（介護福祉士の占める割合が60%以上）を行っていることによる事業所評価での1日あたり180円の加算です。
サービス提供体制加算（Ⅲ）	ご利用者に安心できるサービスが提供できるように専門知識及び技術を持った職員の配置（介護福祉士の占める割合が50%以上又は常勤職員の占める割合が75%以上又は勤続年数7年以上の占める割合が30%以上）を行っていることによる事業所評価での1日あたり60円の加算です。

介護職員等処遇改善加算Ⅱ	要介護度に応じたサービス利用料金及び加算費に、 12.2%の加算率を乗じた金額
--------------	--

(2) 介護保険給付対象外サービス

利用料の全額を負担していただきます。

種類	利用料	
家賃	55,000円(個室 1月あたり) 80,000円(二人部屋 1月あたり)	
管理費	34,500円(一人目 1月あたり) 46,400円(二人目 1月あたり)	
水道・給湯ガス代	管理費に含む	
食費	57,000円(月額) ※おやつ代として、月額2,000円を別途ご負担頂きます。	
電気料	居室電気メーターによる	
生活支援サービス費	15,000円(一人入居時1月あたり) 30,000円(二人入居時1月あたり)	
ご利用者又は、ご利用者の家族の希望による週4回以上の入浴もしくは清拭	1時間あたり1,800円(税抜)	
ご利用者又は、ご利用者の家族の希望による実施日以外の買物等の代行	1時間あたり1,800円(税抜)	
ご利用者又は、ご利用者の家族の希望による買い物、旅行等の外出介助及び協力医療機関以外への通院介助	1時間あたり1,800円(税抜) 及び交通費の実費	
おむつ代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・尿とりパッド300ふっくらフィット 1袋 420円</li> <li>・尿とりパッド450ふっくらフィット 1袋 500円</li> <li>・ワイドパッド500 1袋 630円</li> <li>・パワー消臭パッド 900/1200 1袋 1,860円</li> <li>・ふんわりフィット薄型パンツ(M-L/L-LL) 1袋 1,250円</li> <li>・パッド使用 テープ止めタイプ (SS/S-M/スマート M/M-LL/L-LL) 1袋 2,510円</li> </ul>	
種類	内容	利用料
レクリエーション・行事等	入居生活がより充実したものになるようレクリエーションや行事等を行います。参加については、任意になります。	要した費用の実費をご負担いただきます。

日常生活品の購入代行	日常生活品の購入がご自身で困難な方は、衣類、歯ブラシ等の日用品の購入の代行をさせていただきます	購入代金をご負担いただきます。
------------	---	-----------------

## 8 利用料等のお支払い方法

毎月、15日までに「7 特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）の内容と費用」に記載の金額を基に算定した、前月分の利用料等を請求いたしますので、下記のいずれかの方法により20日までにお支払いください。ご入金確認後、領収書を発行送付いたします。

- (ア) 事業所指定口座への振込
- (イ) 利用者指定口座からの自動振替
- (ウ) 現金支払い

## 9 サービス内容に関する苦情相談窓口

苦情相談窓口	担当者職・氏名 生活相談員 _____ 対応時間 9:00～18:00 ※但し、ご要望があれば上記時間以外も対応します。 電話番号 096-367-0565 F A X 番号 096-368-6923 メールアドレス info@yushinkikaku.jp 面 接 当施設内 相談室 苦 情 箱 3. 4Fカウンターに設置
その他行政機関 苦情相談窓口	①健康福祉局 福祉部 介護保険課 介護事業指導室 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2793 F A X 番号 096-327-0855 ②熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 〒862-0911 熊本市東区健軍2丁目4番10号 熊本県市町村自治会館内 5階 電話番号 096-214-1101 F A X 番号 096-214-1105

## 10 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画及び緊急時対応マニュアルにのっとり対応を行います。
避難訓練及び防火設備	別途定める消防計画にのっとり、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者の方も参加して行います。

	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉	4箇所
	自動火災報知機	あり	ガス警報器	あり
	誘導灯・非常灯	あり	消火器	8本
	手動排煙装置	あり	熱・煙感知器	あり
	消火用散水栓	あり	火災報知機ボタン	あり
	熊本市消防局健軍消防署への届出日：平成29年8月10日 防火管理者：澤田 大輔			

### 1.1 緊急時等における対応法

入居中に病状の急変などがあった場合は、速やかに入居者の主治医、当事業所の協力医療機関、緊急時連絡先（ご家族等）等へ連絡をします。

主治医	病院名 及び 所在地	
	氏名	
	電話番号	
緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	( )
	住所	
	電話番号	

### 1.2 事故発生の防止及び事故発生時の対応

(1) 事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じます。

- ①事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備するものとします。
- ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備するものとします。
- ③事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修会を定期的に行うものとします。

(2) ご利用者に対する指定特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかにご利用者の家族や必要な機関へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(3) ご利用者に対する指定特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介

護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、賠償責任を速やかに行います。  
ただし、事業所の故意、過失がない場合は、この限りではありません。

### 1.3 衛生管理等

- (1) 設備及び備品又は飲用水については、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を行ないます。
- (2) 本事業所において、食中毒及び感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を行ないます。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保ちます。

### 1.4 協力医療機関等

医療機関	病院名	熊本託麻台リハビリテーション病院
	所在地	熊本県熊本市中央区帯山8-2-1
	電話番号	096-381-5111
	診療科目	整形外科、消化器科、リハビリテーション科、脳神経外科、内科、神経内科、外科、循環器内科、小児リハビリテーション科、ペインクリニック科
	入院設備	142床
医療機関	病院名	いちぐちクリニック
	所在地	熊本県熊本市東区錦ヶ丘33-1
	電話番号	096-331-3370
	診療科目	内科、外科、胃腸内科、呼吸器外科
	入院設備	なし
医療機関	病院名	平山ハートクリニック
	所在地	熊本県熊本市東区佐土原3丁目11-101
	電話番号	096-367-8080
	診療科目	内科、心臓血管外科、循環器内科
	入院設備	なし
医療機関	病院名	グレースメディカルクリニック
	所在地	熊本県熊本市東区佐土原1丁目16-36
	電話番号	096-360-9013
	診療科目	内科、循環器科、小児科、糖尿病脂質代謝
	入院設備	なし
医療機関	病院名	イーグル歯科クリニック
	所在地	熊本県熊本市東区東町3-2-18-1F
	電話番号	096-367-1196
	診療科目	歯科、矯正歯科、小児歯科

	入院設備	なし
--	------	----

#### 1 5 施設利用にあたっての留意事項

居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	居室内は禁煙とします。 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないで下さい。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教活動・政治活動	施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持込及び飼育は原則お断りします。

#### 1 6 個人情報の保護

- (1) 利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」等に定めている内容を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- (2) 本事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとします。

#### 1 7 虐待防止に関する事項

- (1) 本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために従業者へ対する虐待防止のための研修を行い、利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。また、その他虐待防止のために必要な措置を行ないます。
- (2) 本事業所は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報します。

#### 1 8 その他運営についての留意事項

- (1) 本事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおりも受けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備します。
  - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - ② 継続研修 年6回
- (2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用

契約の内容に含むものとします。

- (4) 本事業所は、指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。
- (5) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社 ゆうしんと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者

住 所 熊本県熊本市東区錦ヶ丘26番11号  
事業者（法人）名 有限会社 ゆうしん  
事業所名 特定施設入居者生活介護事業所 シエスタ錦ヶ丘  
（事業所番号） (4370108070)  
代表者名 代表取締役 麻生 伸一 印

説明者

職 名  
氏 名 印

私は、重要事項説明書に基づいて、特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者

住 所  
氏 名 印  
代理人（選任した場合）  
住 所  
氏 名 印